

企業会計基準適用指針公開草案第 22 号「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針(案)」に対する意見

平成 19 年 2 月 26 日
不動産・建設業研究会
(代表者 原田昌平)

このたび公開されました表記適用指針の公開草案(以下、「本適用指針」といいます。)につき、次のとおり意見を申し上げます。

1. 開示対象特別目的会社の範囲について

- (1) 本適用指針は、子会社の判断基準の設定と合わせて公表すべきである。

(理由)

第 9 項では、既に開示対象特別目的会社は把握されているという前提になっているが、実務上、その判定を今後行わなくてはならないケースが多いように思われる。

すなわち、第 9 項は、①まず実質支配力基準で判定して子会社に該当することを確かめ、②次に「出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社」に該当するので結果的に子会社でない、というフローを前提にしている。しかし、実務上は、まず「出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社」に該当するかどうかを確認し、該当する場合には実質支配力基準での判定は行わないことも多いと考えられる。

かかる状況では、「これまで子会社に該当しないものとしてきた特別目的会社が、開示対象特別目的会社であるのか、又は図の(3)の特別目的会社であるのかが識別されていない場合には、本適用指針の適用にあたり、会社は開示対象特別目的会社であるのかそうでないのかを吟味することが必要」(第9項)となるが、そもそも当該判定の基準が明確でない現状にあつては、開示対象特別目的会社の範囲の判断が恣意的になる恐れがある。

- (2) 開示対象特別目的会社が関連会社の場合には、注記内容の簡略化を認めるべきである。

(理由)

第 3 項では、開示対象特別目的会社の範囲に「この場合において関連会社とされて

いるものを含む。」としている。しかし、同じく第 3 項に記載されている注記内容は相当詳細な内容となっており、関連会社の場合に注記可能な情報が得られないことが想定される。

- (3) 注記省略可能な開示対象目的会社に関する重要性の基準について、連結の範囲に関する重要性とは分けることも検討すべきである。

(理由)

本適用指針を適用する場合、早期適用の場合など特に準備期間が少なく、資料収集の制約や関係者との調整などで相当の負担になることが予想されるので、連結財務諸表における重要性とは異なる基準を用いて開示することも許容すべきである。

2. 注記内容について

- (1) 注記の内容を限定すべきである。

(理由)

第 3 項で注記が求められている事項は非常に詳細な内容であり、連結されている会社以上の情報が含まれている(将来における損失負担の可能性など)。このため、現行の連結会計制度との不整合が生じている。

- (2) 注記金額の数値の採用方法を明確にすべきである。

(理由)

第 3 項(2)③において「直近に行われた正規の決算に基づく数値を単純合算して開示することができる。」とされており、注記金額等を作成する際に直近の財務諸表を利用することを認める容認規定が設けられている。

しかしながら、これは換言すると親会社の決算日との差異が三ヶ月を超える場合には仮決算を行うのが原則であることを示唆しており、本適用指針では、どのような場合に容認規定を採用してよいのかについては不明確である。

以 上